

勧告等措置区分（南海トラフ地震津波対策）（令和3年6月現在）

和歌山下津港、湯浅広港、由良港

区分：「（勧告）南海トラフ地震警戒強化」

「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表時発令、発表から一週間、措置内容

- (1) 在泊船は避難準備を行い、必要に応じて直ちに発令後出港できるよう準備すること
 - ・避難に必要な支援体制の確保に係る確認
 - ・岸壁管理者の対応の確認
 - ・荷主企業等の対応の確認
 - ・各港の地域特性を踏まえた避難方法の確認
 - ・南海トラフ地震情報に係る情報の入手に努めること
- (2) 自主的な避難行動をとること
 - ・避難に必要な支援体制を受けられない、岸壁が使用できない、荷役作業ができない等がある場合は、自主的に安全な海域に避難すること

区分：「第一体制」

「津波注意報」発表時発令、措置内容

- (1) 在港各船舶は、速やかに荷役・作業を中止し、必要な避難体制を整えること。
- (2) 小型船舶は、可能な限り陸揚げ固縛又は係留強化すること。

区分：「第二体制」

「津波警報・大津波警報」発表時発令、措置内容

- (1) 在港各船舶は、直ちに荷役・作業を中止し、原則として港外避難すること。
なお、津波到達予想時刻までに港外避難を完了することが困難な船舶（予想される津波波高を勘案して安全に港外避難することが困難な船舶に限る。）及びタグボートによる離岸支援が不可欠な船舶は、可能な限り次に掲げる措置を講じ、乗組員等は最寄りの陸上避難場所避難すること。
 - ① 係留強化
 - ② 漏油防止措置
 - ③ 積荷の流出防止措置
- (2) 小型船舶は、可能な限り陸揚げ固縛又は係留強化すること。
- (3) (1)から(2)の措置をとるにあつては、人命の安全確保を最優先とすること。

区分：「解除」

「大津波警報、津波警報又は津波注意報解除」発表時発令、措置内容

- (1) 津波注意報等解除後、各船舶等は港内の状況把握に努め入港する等、適宜措置をとること。
- (2) 解除後においても、港内の水路の安全が確認されるまでの間は、港長等から、「航行制限」、「航泊禁止」が発動される場合がある。

留意事項

避難船舶は、次の事項について留意すること。

- (1) 国際VHF無線を常時聴守するとともに、船舶電話等の通信手段を確保するものとする。
- (2) 当直員（船橋当直・無線当直等）を配置するものとする。

- (3) AIS搭載船舶のAIS常時作動を確認するものとする。
- (4) 自船の避難状況、津波の状況及び津波来襲後の異常の有無等について、可能な限り陸上関係者に連絡するものとする。